

令和7年3月25日

1. 出席議員

議長	吉川里己
1番	古賀珠理
3番	毛利清彦
5番	江口康成
7番	朝長勇
9番	上田雄一
11番	山口幸二
13番	石橋敏伸
18番	牟田勝浩
20番	江原一雄

副議長	松尾初秋
2番	山崎健
4番	中山稔
6番	吉原新司
8番	豊村貴司
10番	古川盛義
12番	池田大生
17番	山口昌宏
19番	杉原豊喜

2. 欠席議員

15番	末藤正幸
-----	------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	佐々野理子
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市	北	川	次
教	育	松	尾	文
総	務	秋	月	義
総	務	黒	尾	聖
企	画	松	尾	謙
企	画	山	北	
営	業	山	崎	正
営	業	佐々	木	征
福	祉	後	藤	英
福	祉	馬	場	真
こ	ど	古	賀	龍
こ	ど	野	口	幸
ま	ち	庭	木	
ま	ち	弦	卷	一
総	務	古	田	香
企	画	小	柳	真
会	計	田	中	祐
選	挙	山	田	英
監	査	前	田	
農	業	木	村	明
				美

議 事 日 程 第 7 号

3月25日（火）10時開議

日程第1	第2号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第3号議案	武雄市情報公開条例の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第5号議案	武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第6号議案	武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第7号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第10号議案	武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第12号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	意見書第1号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案） (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第4号議案	武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第8号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第9号議案	武雄市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第17号議案	令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第5回） (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第18号議案	令和6年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回） (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第24号議案	令和7年度武雄市国民健康保険特別会計予算 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第15	第25号議案	令和7年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第11号議案	武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例を廃止する条例 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第13号議案	市道路線の廃止について (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第14号議案	市道路線の認定について (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第15号議案	市道路線の変更について (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第19号議案	令和6年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第20号議案	令和6年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第21号議案	令和6年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算(第1回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第22号議案	令和6年度武雄市下水道事業会計補正予算(第3回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第26号議案	令和7年度武雄市競輪事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第27号議案	令和7年度武雄市給湯事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第28号議案	令和7年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第29号議案	令和7年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第30号議案	令和7年度武雄市工業用水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第31号議案	令和7年度武雄市下水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第16号議案	令和6年度武雄市一般会計補正予算(第7回) (所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第23号議案	令和7年度武雄市一般会計予算 (所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第32	第32号議案	令和6年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第4回) (補足説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)

日程第33	第33号議案	副市長の選任について (補足説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第34	第34号議案	副市長の選任について (補足説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第35	第35号議案	教育委員会委員の任命について (補足説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第36	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (補足説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第37	議提第1号	武雄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第38	意見書第2号	選択的夫婦別姓制定に関して慎重な議論を求める意見書(案) (趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第39	閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件) (議決)	

開 議 10時

○議長(吉川里己君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第32号議案から第35号議案及び諮問第1号並びに議員から提出されました議提第1号、意見書第2号の以上7件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長報告を求めてまいります。

日程第1～第8 第2号議案～意見書第1号

日程第1. 第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から日程第8. 意見書第1号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止を求める意見書(案)までを一括議題といたします。

以上の8件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、第2号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長(池田大生君)〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、上位法の「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、それぞれの条例に定

めてある「懲役」または「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めるもので、施行日は法律の施行日と同じ令和7年6月1日との説明を受けました。

いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第3号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第3号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、電磁的記録に関する規定を見直すために改正するもので、第2条第2項では、開示の対象となる公文書に電磁的記録自体を含むことを明確に規定するもの。

第12条第2項では、公文書の開示の実施について見直し、文書、図面または写真については「閲覧又は写しの交付」とし、電磁的記録については「その種別及び情報化の進展等をはじめとする社会情勢を勘案して実施機関が定める方法による」とのことで、施行日は公布の日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第5号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第5号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定等に鑑み、職員の給与等を改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第6号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第6号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、特殊勤務手当の中に災害応急作業等手当を新たに定めるため、条例を改正するものです。

手当の内容は、災害対策本部が設置された地方公共団体に武雄市の職員が派遣されて行う応急作業や避難所運営等の業務に従事した職員に対し支給するもので、手当の額は1日につき1,080円とし、施行日は令和7年4月1日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第7号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「私立学校法」の改正に伴う規定の整備。公益法人等に係る市民税の課税の特例規定の削除。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う規定の整備で、全てが「地方税法」の改正に伴うもので、施行日は令和7年4月1日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 10 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 10 号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、上位法の改正に伴うもので、「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、第 8 条第 1 号に定められている「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの。

また、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償基金が武雄市に支払う消防団退職報償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分が追加されることから、条例の別表の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分を追加するものです。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日ですが、第 8 条第 1 号の改正については、令和 7 年 6 月 1 日からの施行になるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 12 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 12 号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和 7 年 7 月 1 日付で、「多久小城医療組合」の名称が「多久小城医療企業団」に変更されること及び同企業団が退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入することに伴い、「佐賀県市町総合事務組合規約」を変更するもので、「地方自治法」第 290 条の規定により議会の議決を求めるものとの説明を受けました。

いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、意見書第1号に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました意見書第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本意見書（案）は、令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を廃止することを求めるものとなっております。

委員からは、廃止した場合の影響を考慮し、いきなり廃止を求めるのではなく、一時中断を求めるものにするべきとの意見もありましたが、中小企業や小規模事業者の事業存続のために国に働きかける必要があるとの結論に至りました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決につきましては議案ごとに行います。

まず、第2号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第３号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第５号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第５号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第５号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第６号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第６号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第６号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第７号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第７号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第７号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第１０号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第１０号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第１０号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 12 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書第 1 号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第 1 号は、明記されております各関係機関へ送付をさせていただきます。

日程第 9 ～ 第 15 第 4 号議案～第 25 号議案

日程第 9. 第 4 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例から
日程第 15. 第 25 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の 7 議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 4 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 4 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条において、新たに第 8 項が追加され、以降の項番号にずれが生じたことに伴い、改正を行うもの。

また、特定個人情報の庁内連携ができる事務について、別表第 2 の 11 に掲げる母子保健法の事務に「産後ケア事業の実施」及び「こども家庭センターの事業の実施」を追加するものの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第8号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例を改正するもので、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所等内で調理する方法により行わなければならないと規定されておりますが、第16条の特例により一定の要件を満たした場合は、ほかの施設で調理したものを搬入することができるとされており、その際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第9号議案 武雄市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、老人ホームへの入所の可否を判定する際に開催する入所判定委員会の委員である「杵藤保健所長」を、杵藤保健福祉事務所内での入所措置事務の所管である「杵藤保健福祉事務所長」に改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 17 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4 億 6,143 万 2,000 円を減額し、総額を 61 億 5,523 万 1,000 円とするもので、主なものとして、歳出では、2 款 1 項 1 目．療養給付費から 4 款 2 項 1 目．特定健康診査等事業費について、今年度の実績に基づく減額を行い、歳入の 5 款．県支出金の普通交付金 3 億 5,814 万 8,000 円については、歳出の療養諸費、高額療養費の減少による歳入減との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 18 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 60 万円を減額し、総額を 8 億 5,123 万 6,000 円とするもので、主なものとして、歳入の 5 款 2 項 1 目．保険料還付金及び歳出の 3 款 1 項 1 目．保険料還付金は、本人死亡等による保険料の変更に伴う還付金の今年度当初の見込みと最終見込みの差額について減額するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 24 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 59 億 9,391 万 2,000 円を計上されており、主なものとして、国民健康保険加入者の医療機関等の受診に伴う医療費の給付である 2 款 1 項、療養諸費及び 2 款 2 項、高額療養費、総額 42 億 9,880 万円は、歳出総額の約 72%を占めているとの説明を受けました。

4 款 1 項 1 目、保健普及費、12 節、委託料の「インセンティブ提供事業委託料」については、健診受診率と保健指導率の向上を目的に、特定健診後の結果説明会やドック受診後の医師から説明を受けられた方などに対し、インセンティブとして 500 円分のクオカードまたはたけお P a y を交付するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 25 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 25 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 9 億 1,507 万 8,000 円を計上されており、主なものとして、歳入の 1 款 1 項、後期高齢者医療保険料 6 億 6,362 万 8,000 円は、後期高齢者医療広域連合の試算により算定され、市町が保険料収納を担っているもの。

また、歳出の 2 款 1 項、後期高齢者医療広域連合納付金 9 億 837 万 2,000 円は、収納した保険料を広域連合に納めるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 4 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第４号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第４号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第８号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第８号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第８号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第９号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第９号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第９号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第１７号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第１７号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第１７号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第１８号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第１８号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16～第 29 第 11 号議案～第 31 号議案

日程第 16. 第 11 号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例を廃止する条例から
日程第 29. 第 31 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。
す。

以上の 14 議案は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並び
に結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 11 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 11 号議案 武雄市特産品等展示販売
飲食施設設置条例を廃止する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市特産品等展示販売飲食施設を廃止するため、条例を廃止するもので、廃
止の理由としては「道の駅」登録・案内要綱の運用方針が変更され、設置者となる市町村に
代わり得る団体に、市町村の公的関与を前提に土地・建物の貸与など一定条件をつけて「民
間事業者」が加えられたことにより、武雄市でも、民間設置者による、より安定した運営及
び民間能力を発揮したサービス向上等に期待し、令和 7 年度から「道の駅山内」について民

間設置者による運営をお願いすることとなったためとのことでした。

あわせて、条例廃止に伴う関係規定の整理として、附則第2項において「武雄市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例の一部改正について」の整理もなされていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第13号議案、第14号議案及び第15号議案について、関連しておりますので、一括して報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第13号議案 市道路線の廃止についてから第15号議案 市道路線の変更についての審査の経過と結果を申し上げます。

まず、第13号議案 市道路線の廃止についてと第14号議案 市道路線の認定についての2件について申し上げます。

現在の武雄市の市道は992路線、総延長615キロメートルとのことですが、県道の移管等により市道数が増加し、また、認定時から沿道の状況が変わり、市道認定基準を満たさない市道が多くあるとのことです。

今回、「武雄市市道認定基準に関する要綱」の趣旨に照らし「幅員が4メートル以上ない道路」を中心に、そのほか「起終点が公道に接続しているか」または「公共施設と接続しているか」、「利用が限定的ではないか」などを鑑み、廃止対象路線を抽出し、廃止に当たっては、市代表区長会、各町の区長会で説明を行い、対象となる市道の存する区長及び関係者と立会を行い、各区の合意を得た路線について、今回上程しているとの説明を受けました。

廃止区間については、合計で2.5キロメートル。廃止後の市道延長としては612.5キロメートルとなり、廃止した区間については、法定外公共物となり、所有は武雄市のままとなるが、管理については地元をお願いすることになるとのことでした。

次に、第15号議案 市道路線の変更について申し上げます。

対象となる市道は、武雄町松原区にある「市道高架側道4号線」で、変更箇所は起点から209メートルの区間で、武雄市と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との協定に基づき、新幹線高架下を武雄市が遊歩道として使用できることとなったため、市道の区域を広げるもので、市道の幅員が変わるため、市道路線の変更として上程するものとのことです。

審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する一括質疑を開始します。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 19 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 19 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 1,246 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 296 億 7,405 万 6,000 円とするものでありました。

歳入では、5 款 1 項 1 目、財産運用収入として、競輪事業基金利子 199 万 2,000 円、競輪施設整備基金利子 1,047 万円が計上され、それに伴う歳出として、1 款 1 項 1 目、競輪事務費の 24 節、積立金で競輪事業基金積立金 199 万 2,000 円、競輪施設整備基金積立金 1,047 万円が積立金として計上されていまして。

また、第 2 条では、競輪場宿舍棟等建設事業について、基本設計の修正業務に当たり、関係機関との調整に期間を要したことにより、年度内の実施設計等の業務完了が困難なことから、9,566 万 3,000 円を令和 7 年度に繰越しをお願いするものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 20 号議案 令和 6 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 217 万 2,000 円を追加し、補正後の総額を 1 億 820 万 4,000 円とするものでした。

歳出では、1 款 1 項 1 目、給湯事業費、12 節、委託料について、給湯管延伸工事測量設計

業務を外部委託せず、建設課で行ったことで 282 万 7,000 円の減額。

24 節．積立金では、給湯事業積立金として 490 万円の増額、27 節．繰出金では、一般会計繰出金として 9 万 9,000 円の増額補正がされていました。

歳入では、1 款 1 項 1 目 1 節．給湯使用料について、給湯先の事業者が 8 月末で閉店された影響等により 157 万 5,000 円の減額、また、委託料の減額に伴い、5 款 1 項 1 目 1 節．給湯事業債 280 万円が減額されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 21 号議案 令和 6 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出、1 款 1 項 1 目．国道 34 号用地先行取得事業費の 21 節．補償補填及び賠償金については、予算額と実績額に差異が生じたため、減額の補正をお願いするもので、これに伴う歳入として、5 款 1 項 1 目．国道 34 号用地先行取得事業債について同額の減額補正が計上されていました。

また、繰越明許費について、1 款 1 項．国道 34 号用地先行取得事業費 7,817 万 1,000 円が計上されており、家屋等の解体に時間を要し、土地の引渡しまでに期間を要するため繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 22 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第

3回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、国の補助金の前倒しに伴うもので、国の令和7年度当初予算編成が厳しい状況が見込まれるため、令和6年度で国庫補助事業の追加要望を行い、補助金を確保するもので、事業の実施は令和7年度へ繰り越して行うものとの説明を受けました。

資本的支出について、1款1項3目16節. 委託料では、維持管理の適正化を図るため、農業集落排水事業の三間坂・鳥海地区施設整備計画策定、矢筈地区全体設計が予定されており、資本的収入については、1款4項1目1節. 国庫補助金事業費の補助金対象額が計上されていました。

利益剰余金の処分については、当初予算では、前年度繰越に伴う処分額が含まれていないため、今回決算見込みに伴う処分額を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第26号議案 令和7年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和7年度の武雄競輪開催は、4月の開設75周年記念競輪GⅢをはじめとし、22開催67日が予定されており、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ288億4,393万5,000円とのことでした。

歳入の主なものとして、1款1項2目の車券発売金では、インターネット投票発売の伸びを考慮し、また、記念競輪に加え、GⅢミッドナイトを開催するため、前年度当初予算額より40億円増額し、22開催で合計275億円が計上されていました。

また、5款1項4目の雑入では、4併売対応機器導入事業支援金として5,000万円が計上されていました。

次に、歳出の主なものとして、1款1項1目. 競輪事務費の14節. 工事請負費では、4併売対応機器導入事業支援金を活用し、4併売対応及び競輪情報サービス装置更新工事費として9,350万円。1款2項1目. 競輪開催費の7節. 報償費では、選手賞金として8億4,172万4,000円。1款2項1目. 競輪開催費では、車券発売金を前年度当初予算額より40億円多く見込んでいることや物価高騰等の影響から、11節. 役務費、12節. 委託費、13節. 使用料及

び賃借料、18 節. 負担金補助及び交付金、21 節. 補償補填及び賠償金などが前年度よりも増額での予算計上となっていました。

また、3 款 1 項の繰出金では一般会計への繰出金 2 億 8,000 万円、同款 2 項では公営競技納付金として 2 億 358 万 5,000 円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 27 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,067 万 7,000 円と定めるものでありました。

歳出の主なものとして、14 節. 工事請負費では、昨年に引き続き給湯管延伸工事費 4,260 万円が計上されていました。

内容としては、国道横断工事と県道武雄塩田線と市道笹橋野間線の交差点から白岩大橋までの区間における舗装工事と、武雄温泉駅南エリアにおいて宿泊施設等へ給湯するため、駅前駐車場から旧清本跡地までの配管工事を行うもので、工事は令和 7 年度で終了する予定との説明を受けました。

歳入の主なものとして、1 款 1 項 1 目. 給湯使用料の 1 節. 給湯使用料は、供給先 14 施設で 1,815 万 6,000 円を見込んでおり、前年度予算より 328 万 4,000 円の収入減となり、主な要因としては給湯先事業者の閉店の影響とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 28 号議案 令和 7 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,359 万 1,000 円とするものでした。

令和 4 年に発生した新工業団地に隣接する山林で発生した地すべりの影響で、造成工事等が中断されていましたが、今年度は最終的な造成工事の仕上げ工事を行うための費用として、1 款 1 項 1 目、新工業団地整備事業費、14 節、工事請負費に 1 億 2,000 万円が計上されておりました。

歳入については県負担金、一般会計からの繰入金などを受入れ、4 款 1 項 1 目、新工業団地整備事業債については、1 億 2,000 万円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 29 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 29 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目、国道 34 号用地先行取得事業費の 16 節、公有財産購入費では、用地の取得に係る購入費として 2,000 万円、21 節、補償補填及び賠償金では、用地取得の際の付帯物件の補償等として 1 億 7,000 万円が計上されておりました。

歳入では、1 款 1 項 1 目、不動産売払収入では、令和 3 年度から 6 年度までの用地取得分の国からの返還分などが計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 30 号議案 令和 7 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市の工業用水道事業については、令和 7 年 4 月 1 日付で事業の一部が杵島工業用水道企業団へ移管されることに伴い、収益的収入及び支出は、収入より支出が多い予算となっております。

理由としては、現金を伴わない固定資産除却損、移管する分の施設の損益が発生するためとの説明を受けました。

令和 7 年 4 月から武雄市工業用水道事業は休止するため、武雄第 3 浄水場の最低限の維持管理費用とダム負担金、減価償却費、資産減耗費などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 31 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

収益的収入下水道事業収益は 16 億 5,160 万 5,000 円が見込まれておりました。

収益的支出のうち、営業費用は処理水量の増加に伴い、13 億 857 万 3,000 円、営業外費用は支払い利息の減少に伴い、1 億 91 万 6,000 円を予定しているとのことでした。

資本的支出の主なものとしては、1 款 1 項 1 目 28 節. 工事請負費では 4 億 4,500 万 1,000 円は、管渠布設工事を 2,200 メートル予定しており、1 款 1 項 2 目. 浄化槽整備費、28 節. 工事請負費 2 億 3,973 万円は、180 基の浄化槽設置を予定しているとの説明を受けました。

1 款 1 項 3 目. 施設費は 6,354 万 1,000 円で、令和 7 年度は農業集落排水事業の、主に矢筈地区の処理施設機器更新工事を予定しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 11 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 11 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 13 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30・第 31 第 16 号議案・第 23 号議案

日程第 30. 第 16 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）及び日程第 31. 第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 16 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、2 款 1 項 7 目. 災害対策費では、避難所環境の改善のための発電機一式、ワンタッチテント及びマット購入のための予算 1,774 万 9,000 円が、17 節. 備品購入費に計上されており、この予算の財源として、15 款 2 項 1 目 1 節. 総務管理費補助金に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」831 万 7,000 円が歳入として計上されていました。

あわせて、国の追加補正による事業の交付決定が今月に予定されていることから、年度内の事業完了が見込まれないため、繰越しを行うとの説明を受けました。

そのほかの事業につきましては、事業費の確定や実績見込みによる減額が主なものとなっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、市税では、昨年から続く景気回復傾向による賃金上昇の傾向を見込んだこと。設備投資による固定資産税の増額を見込んだことなどにより、合併以降最大となる前年比 2 億 1,780 万円増の 63 億 2,470 万円が計上されておりました。

また、19 款 1 項 3 目．競輪事業特別会計繰入金では、競輪事業の収益から一般会計への繰入金として 2 億 8,000 万円が計上されておりました。

そのほか、物価高騰対策事業の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 5,608 万円が計上されておりました。

続いて、歳出の主なものとして、2 款 2 項 1 目．企画総務費では、大学施設用整備事業費補助金として、令和 6 年 6 月定例会にて、債務負担行為補正として可決した 19 億 4,809 万 6,000 円が計上されておりました。

補助金の内訳として、大学設置に関する特別委員会にてこれまで説明がなされたとおり、施設整備費に係る経費の 2 分の 1、設計費及び備品費に係るそれぞれの経費の 3 分の 2 に対し補助を行うこと。16 款 2 項 1 目には、高等教育機関設置支援事業費補助金として、武雄市の補助額の 2 分の 1 となる 6 億 4,936 万 5,000 円が県からの支援として歳入に予算計上していること。また、認可が下りることを条件に交付するものと改めて説明がありました。

そのほか新規事業として、9 款 1 項 2 目 18 節では、消防団本部、各分団本部及びラッパ隊、各部の消防活動や格納庫の維持管理に要する経費に対し消防団運営負担金を新たに設けることや、2 款 2 項 2 目 18 節ではみんなで育む学校の創立記念日助成金として、学校創立 50 周年ごとに助成金を交付し、令和 7 年度は、50 周年及び 150 周年を迎える市内 10 小学校に対し、1 校あたり 20 万円を上限に助成すること。10 款 5 項 1 目 18 節では、国スポ・全障スポレガシー事業として、スポーツ団体や企業、医療機関等と連携し、スポーツへの参画と健康増進を一体的に進めるための運動・スポーツ習慣化促進事業補助金の予算として、1,200 万円を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 16 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 1 項 3 目．障がい者福祉費、19 節．扶助費、介護給付費 3,134 万 1,000 円は、報酬改定等の影響で平均して月 600 万円程度不足が見込まれるため計上、障がい児支援給付費 1,037 万 8,000 円は、児童発達支援及び保育所等訪問利用者が増加したこと、また、報酬改定により 1 人当たりの単価も増額していたこともあり、不足が見込まれるため計上するものとの説明を受けました。

10 款 5 項 2 目．公民館費、14 節．工事請負費 3 億 6,314 万 3,000 円は、若木公民館建設事業に伴うもので、国の補助金が今年度増額され、令和 7 年度よりも今年度のほうが大幅に補助金の増額が見込めたため計上するものとの説明を受けました。

そのほか、事業費の確定による予算の調整を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。豊村福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 3 項 1 目．児童福祉総務費、18 節．負担金補助及び交付金の高校入学等準備支援金 3,240 万円は、子育て支援として、中学 3 年生の児童 1 人当たり 3 万円、第 3 子以降の児童には 2 万円を加算し支給するもので、令和 7 年度は 2 か年分を計上、3 款 2 項 2 目．介護保険地域支援事業費、17 節．備品購入費の介護予防普及啓発事業備品購入費 72 万 5,000 円は、令和 7 年度より、気軽にいつでも e スポーツに取り組める環境を提供するため、新たに 9 台のゲーム機を購入し、各町拠点に 1 台ずつを配備するもの。また、12 節．委託料の介護予防普及啓発事業委託料において、令和 7 年度の e スポーツ教室は、5 回の指導

者の派遣とイベントの大会を計画しているとの説明を受けました。

10 款．教育費では、小中学校給食費支援事業費補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、上げ幅の半額を令和 6 年度に引き続き令和 7 年度も補助するもの、新文化交流施設の建設工事費及び工事監理費として、令和 7 年度・8 年度継続費 24 億 7,935 万 6,000 円を計上との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 16 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、6 款 1 項 5 目．農業振興費の 12 節．委託料では、防災重点ため池緊急整備調査業務委託料 5,400 万円が計上されていました。

市内一円 29 か所のため池劣化・豪雨体制評価業務を委託するもので、国の補正予算に伴い、事業を前倒しで実施することになり増額をお願いするものであり、これについては繰越明許費補正も併せてお願いされていました。

その他、同様の国、県の補正に伴う事業費の増額などがあつたほか、事業費の確定や入札減に伴う歳出の減額、これに伴う国庫補助等、歳入の減額が主な内容でした。

また、事業の進捗状況などで年度内に完了しない事業等について、繰越明許費として翌年度に繰り越す事業費が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。朝長産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 2 項 1 目、環境衛生費の 12 節、委託料では、指定避難所等 28 か所を対象とした太陽光発電設備導入可能性調査業務委託料 1,057 万 1,000 円が計上されており、これは避難所での独立した電源確保のために蓄電池を含めた太陽光設備の導入可能性を調査するためのものとの説明を受けました。

7 款 1 項 3 目、観光費、18 節、負担金補助及び交付金では、西日本・九州ゴールデンルートアライアンス負担金 500 万円が計上されていました。これは、4 月から開催される大阪・関西万博への共同出展、欧米豪を含む長期間の滞在型の海外観光客に、西日本・九州に足を運んでもらうために大規模な誘客プロモーションが企画されており、その負担金とのことでした。

8 款 2 項 2 目、道路維持費、14 節、工事請負費では、道路の舗装補修や側溝整備等及び道路のり面の防草対策に係る費用が計上されており、道路のり面の防草対策については、市区長会から市道の草刈り等維持管理の負担軽減の要望があり、張コンクリートや防草シートを計画的に実施していくものとの説明を受けました。

また、治水対策事業としては、クリークの事前放流を円滑に行うために既存のゲートに動力設備を設置するクリークのゲート動力化工事費、一の坪公園を活用した雨水貯留対策を行うための設計業務委託料、流域水害対策計画で重点整備地区と位置づける朝日地区、北方地区、橘地区において、学校の校庭などを活用した貯留対策について基礎的な調査を行うための調査委託料、永島地区に新たに整備予定の遊水公園についての詳細設計業務委託料などが計上されていました。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、省エネ家電買換購入費補助金や配合飼料価格高騰対策緊急支援金などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 16 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算を定めることに、反対の討論を申し上げます。

当初予算は、歳入歳出総額 308 億 3,667 万 9,000 円と、前年比と比べて 16.8%増の予算となっています。

市長は、3 月定例会初日、市長提案事項説明で物価高騰による保護者負担を軽減するため、給食費の補助を継続するとして、昨年度同様、給食費増額分の半額を補助する 1,912 万 7,000 円を計上し、保護者負担の軽減予算となっています。

しかし、5 点について、支出に問題ありとして反対の理由を申し上げたいと思います。

反対の理由の第 1 は、2 款 2 項 1 目の 18 節、大学施設等整備事業費補助金 19 億 4,809 万 6,000 円の支出に反対であります。

令和 4 年 12 月 1 日、学校法人旭学園から小松市長に対して、4 年制大学を武雄市に建設したい旨の要請をされたと言われました。

市長の独断専行に対して、令和 5 年 2 月 13 日に市議会全員協議会が招集されました。ようやく市民の知るところとなりました。

この 2 年の間に、学校法人旭学園からの説明で、令和 7 年 4 月に新大学開設を予定されていましたが、1 年先遅れとなり、この間、学部の変更や、さらに新学長予定者の変更など、旭学園の拙速さが露呈しているのではありませんか。

総事業費 30 億円のうち、自己資金より多い市民、県民の税金、約 20 億円を補助金に頼っているのですから、開学後、定員割れしたら、もう資金計画が成り立たない財政計画ではないでしょうか。

武雄市への新大学誘致は中止することを求めるものであります。

反対の理由の第 2 は、2 款 2 項 1 目の 14 節、袴野地区地すべりのり面対策工事の 5 億 3,100 万円の支出に反対であります。

令和4年3月2日と4月12日に起こった東川登町袴野地区の新工業団地予定地の上部の山ののり面が崩壊しました。

その復旧費は、工業団地売買価格に上乘せすべきと要求しましたが、災害対策費で工事を進めるとして8億6,200万円計上されていましたが、まさに山の上部であり、難工事のためか、1億1,000万円も当初の予算より増額となっています。

ますます市民負担が増額しています。直ちに中止すべきではありませんか。

反対の理由の第3は、3款3項1目の12節．放課後児童クラブ運営業務委託料2億2,821万8,000円の支出に反対です。

令和6年6月定例議会に提出された武雄市一般会計補正予算（第2回）の債務負担行為に放課後児童クラブ運営業務委託料、令和7年から9年度分、7億7,607万3,000円が計上されました。

突然の債務負担行為に驚きました。同じように学童保育に携わっている方々も、突然の市の取組に驚いておられます。

現場の声に応える対応が求められているのではありませんか。民間委託は、直ちに中止を求めるものであります。

反対の理由の第4は、10款1項3目の報償費、委託料、使用料及び賃借料の官民一体型学校に係る費用1,345万4,000円の支出に反対です。

武雄市では、花まる学習会と武雄市、武雄市教育委員会の連携協定に基づき、平成27年度から公教育に民間の活力やノウハウを取り入れた官民一体型学校の取組を推進しています。

今年度、令和6年度をもって、この協定期間10年間で満了と説明されています。本来、7年度以降は中止すべきであります。

これまで官民一体型学校花まる教育に投資した費用は1億3,635万6,956円にも及んでいます。令和7年度にも1,345万4,000円計上されていますから、合計しますと1億4,981万956円となります。

前市長が独断で進めたこの教育方針は直ちに中止し、撤回を求めるものであります。

反対の理由の第5は、10款4項4目の12節．図書館・歴史資料館指定管理料1億8,899万3,000円の支出に反対であります。

前市長が独断で進めた民間委託の影響は、図書館貸出冊数が示しています。貸出冊数が図書館の本館、平成29年と令和5年度と比較して、コロナ禍としても落ち込みが大きくなっています。

さらに、歳入の行政財産目的外使用料の中の図書館本館、こども図書館に係るエントランスホール、物販コーナー、カフェスペース等を利用されている面積509平方メートルに対して、現在448万255円を徴収されていますが、365日営業日時であり、文化会館の食堂が廃止されたことで参考になりません。

減額対象から外して、100%の 896 万 510 円を徴収すべきではありませんか。

以上 5 点、問題ありとして、令和 7 年度武雄市一般会計予算を定めることに反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

5 番江口議員

○5 番（江口康成君）〔登壇〕

第 23 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計予算に対して、賛成の立場で討論いたします。

何項目も出ましたけども、まず、2 款 2 項 1 目．企画総務費の中の大学施設等整備事業費補助金については、認可が出たら交付されるものであり、大学設置については、大学設置に関する特別委員会の中でも十分に協議をされ、旭学園からの大学設置の申請がなされている状況であります。

令和 8 年春の開学に向けて、建物の建設などが進行していますが、認可を受けるに当たり必要な工事であること、開学及び大学運営を断念した場合には旭学園側の負担で原状回復され、武雄市へ返還されるように契約書も交わされているところであります。

人口減少が進む中、大学ができ、学生や大学関係者が武雄市にて生活及び活動することを考えれば、多方面への経済効果が期待できるものであります。

10 款 1 項 3 目．学校教育総務費、官民一体型学校に関する予算については、これまで 10 年間取り組んできた花まる学習を取りあえず 3 年間延長するものであり、今回からは学校による選択式での実施となっていて、引き続き学校と地域との連携を重視しながら、子供たちの教育に生かしていくものであります。

2 款 2 項 1 目．袴野地区地すべりのり面対策工事予算については、これまで新工業団地の整備に投入してきた金額を考えますと、このまま放置するわけにはまいりません。新工業団地のより安全な状態での分譲を考えた場合には、必要な工事であります。

ほかにも反対意見がございましたが、いずれも武雄市のさらなる前進のためには必要な予算であります。

以上、賛成の立場での討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 23 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 32 第 32 号議案

日程第 32. 第 32 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

提出者から説明を求めます。佐々木営業部理事

○佐々木営業部理事〔登壇〕

おはようございます。第 32 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）について、補足説明を申し上げます。

12 月議会におきまして、車券発売金 35 億円の増額と、それに係る経費について、補正予算を御承認いただき、本年度の車券発売金の総額を 270 億円と見込んでおりました。

しかしながら、今月開催しました 2 回のミッドナイト競輪において、見込みを上回る売上げがあり、また、3 月 29 日から開催のモーニング競輪についても上回ることが見込まれますので、車券発売金の増額と、それに係る経費について、補正をお願いするものでございます。

補正予算書の 2 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、第 1 条で歳入歳出それぞれ 10 億円を追加し、歳入歳出予算の総額 306 億 7,405 万 6,000 円とするものでございます。

予算説明書の 9 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1 款 1 項 2 目. 車券発売金 10 億円をお願いしております。

次に、歳出につきまして、10 ページをお願いいたします。

売上増に伴います経費といたしまして、12 節. 委託料で 1 億 2,500 万円、18 節. 負担金補助及び交付金で 2,200 万円、21 節. 補償補填及び賠償金、的中車券払戻金としまして、7 億 5,000 万円を計上しております。

最後に 4 款 1 項 1 目の予備費 1 億 300 万円にて、歳入歳出の調整を行っております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第 32 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 33・第 34 第 33 号議案・第 34 号議案

日程第 33. 第 33 号議案 副市長の選任について及び日程第 34. 第 34 号議案 副市長の選任についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者から説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

今議会初日に御報告いたしましたとおり、平成 29 年 4 月から副市長として大変多くの課題に積極的に取り組み、大変な御尽力をいただいた北川政次氏が本年 3 月 31 日に任期満了を迎え、退職されることとなりました。

後任の人選を進めるに当たり、今後、武雄市が早急に進めるべき大きな課題として考えますのは、一つは少子高齢化等による人口減少の中での持続可能なまちづくり、そしてもう一つは、令和元年と 3 年に 2 度の大水害を経験した本市だからこそその重要課題である治水のまちづくりであります。

特に治水対策については、六角川流域水害対策計画が策定された今こそ、時機を逸することなく、一日も早い浸水被害の解消に向け、総力を挙げて治水事業を大胆かつ確実に進めることが何より大事であります。

そこで今回、この課題に対し、責任とスピード感を持って強力に推し進めるため、副市長の 2 名体制でまいりたいと考えております。

第 33 号議案では、主に総務、営業、福祉分野を担当する副市長に現営業部長である山崎正和氏を選任いたしたく、「地方自治法」第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は、昭和 61 年 4 月北方町職員に採用され、総務部長、営業部長を歴任し、特に中期財政健全化計画の策定など、財政部門には合併当時からその手腕を発揮していただいております。

行政運営に関する知識や経験が非常に豊富であると同時に、今後の社会福祉費などの扶助

費の増加等、本市を取り巻く様々な課題にも幅広い対応ができる能力の持ち主であり、副市長として適任の人材だと考えております。

第 34 号議案では、主に治水や交通などのまちづくり分野と、企画、教育を担当する副市長として現まちづくり部長である庭木淳氏を選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

庭木氏は昭和 63 年 4 月武雄市職員に採用され、企画部長、まちづくり部長などを歴任し、昨今 2 回の水害対応においては、道路や河川などのインフラ復旧から治水対策の推進まで、まさしく職員の陣頭指揮を執っていただき、また、大学誘致なども担っていただいております。

庭木氏はこれまで市職員として培われた技術的な知識や経験とともに、国や県との幅広いネットワークを持たれており、副市長として適任だと考えております。

この 2 人の副市長の役割分担については、先ほど申し上げたとおりではありますが、私といたしましては、それぞれの持ち味を生かしていただき、全ての行政課題に連携して取り組んでいただくことで、小松市政をさらに強力に推進していただきたいと考えております。

本議案につきまして、御同意いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

第 33 号議案及び第 34 号議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

17 番山口昌宏議員

○17 番（山口昌宏君）〔登壇〕

審議をする前に、さっき市長が読み上げた資料がありませんけど。よかですか、それで。我々 2 人、何でなかとですか。

どういうふうな審議をしようと思うんですか。

まずそれから市長答弁してくださいよ。最高責任者は市長やけんね。

○議長（吉川里己君）

暫時休憩します。

休	憩	11時30分
再	開	11時36分

○議長（吉川里己君）

再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。当該 2 議案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 33 号議案及び第 34 号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 33 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 33 号議案、すなわち山崎正和氏を武雄市副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 34 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 34 号議案、すなわち庭木淳氏を武雄市副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休	憩	11時38分
再	開	11時39分

○議長（吉川里己君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 35 第 35 号議案

日程第 35. 第 35 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 35 号議案 教育委員会委員の任命についてに関しまして、御説明申し上げます。

教育委員会委員であります牟田久俊氏の任期が 4 月 28 日をもって満了いたします。

つきましては、後任として竹内智道氏を教育委員会委員として任命いたしたく、「地方教

育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年4月29日から令和11年4月28日までお願いするものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

本案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第35号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案、すなわち竹内智道氏を武雄市教育委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第36 諮問第1号

日程第36. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本年6月30日をもって、徳重晃子氏の任期が満了することに伴い、次期人権擁護委員候補者として、引き続き徳重晃子氏を推薦いたしたく、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

諮問第1号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第1号については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

諮問第1号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号、すなわち徳重晃子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第37 議提第1号

日程第37. 議提第1号 武雄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から説明を求めます。13番石橋議員

○13番（石橋敏伸君）〔登壇〕

こんにちは。議提第1号 武雄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、項ずれが生じるため、規定の整備を行うものです。

また、刑法の一部改正に伴い、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行うものとし、所要の経過措置を定めるため、条例の一部改正を行うものといたします。

施行日は、番号利用法の改正に合わせ令和7年4月1日です。ただし、刑法の一部改正に伴う改正部分は令和7年6月1日からとなります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（吉川里己君）

議提第1号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

日程第38 意見書第2号

日程第38. 意見書第2号 選択的夫婦別姓制定に関して慎重な議論を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

こんにちは。意見書第2号 選択的夫婦別姓制定に関して慎重な議論を求める意見書（案）を提出させていただきました。

今国会でも、民法改正に伴う選択的夫婦別姓の論議が行われております。ただ、この選択的夫婦別姓においては、まだまだ世論が熟成されていない、国民合意というものには、ほど遠いような気がいたします。

そして、もう一つは、これを何で急いで制定しなきゃいけないのかという理由もまだ分かっておりません。これは、まだまだ賛成のほうが多く、子供たちへ直接アンケートを取った新聞社は、12%が賛成するだけで、あとは、きょうだい一緒がいいという子供たちの意見もあります。

そういうまだまだ熟成されていない中、これを、実際に民法を改正するというのは、まだちょっと早いんじゃないかと。もっと議論を深めてからやったほうがいいんじゃないかという思いがあります。

我々、生活していく中で、最小の単位は家族、家庭であります。そこから地域、地域のコミュニティ、その基礎になる家庭、家族に大きな影響を及ぼす、この後、どのようになる

んだろうというような、この選択的夫婦別姓の制定。

これは、これにとどまらず、子供たちに関して、例えば自分の子供が2人いると。AさんとBさんって名字がそれぞれ違う。Aさん、Bさん、名字がそれぞれ違う中、これはその家族だけじゃなくて周り。例えばA君、B君が保育所に行っていたと。お父さんが迎えに来る。Aを迎えに来ました。名字が違う。飲食店で順番を書く。名前を呼ばれる。全然名字が違う。いろんな場面で多くの、何と言うんですか、今、簡単な例を言っているだけなんですけども。大きな結びつきというか、家族の絆自体が綻ぶようなスタートになるかもしれない、ややもすれば。

そういう中で、やっぱり慎重に話を進めていっていただきたいというのがあります。

この選択的夫婦別姓を、決して政争の具にして、早々に決定するというのは反対であり、慎重に、まだまだ話を煮詰めていっていただきたいというのが本音のところであります。

そして、またもう一つは、日本が世界に誇る戸籍制度、これにも大きな影響を与えかねない、そういう部分もあります。言い出せば切りがないほど、まだまだ熟成されていない。

子供は出生から14日以内に届出を出さなきゃいけない。それは名前のところでしたね、今までは。今度からこれが決まれば、名字から変えていかなきゃいけない。それで決まらなければどうするのか。家庭裁判所へ持ち込むと。家庭裁判所が、本当にこれを裁定ができるのか。それが延びれば、その子は無籍、籍がないという状況が続く。

そういうのもまだまだ解決されていない状況の中で、これが軽々に決まるというのはまだ早いんじゃないかという意味も再度加えさせていただきたいと思いますし、今、旧氏の通称使用というのがほとんど急速に拡大されております。

そういうのをまずやって、どうしても、どうしても社会全体が大きく変わるようにこれを変えなきゃいけないというのだったら仕方ないですけども、まずは旧姓通称使用の拡大をやり、そして、さらに不具合があれば先に進むというような手順を踏んでいっていただきたい。

急速にこの選択的夫婦別姓というのを決定するというのは、私は、まだまだ早々だと思い、この意見書を出させていただきました。

すみません、駆け足で説明させていただきましたけども、以上であります。

○議長（吉川里己君）

意見書第2号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

何点か質問をさせていただきます。

いろいろ、この意見書（案）の中では書いてあるんですけども、夫婦別姓制度を導入す

ることにおいて、家庭内での痛ましい事件が報じられ、家族崩壊が危惧されている状況においてということがあります。現状、どのような事例があるのか。また、こういう危惧されていくのかですね。

それと、戸籍制度を混乱させる要因というところもあるんですが、なぜ混乱が起きると思いののか。

そこと、あと2点、冒頭に、活発な議論が行われていますということで、これは活発な議論をすることによって、先ほど言われた様々な問題等も議論をされ、熟議がされていくと思うんですね。

最後のほうでは、旧姓の通称使用を拡大することで、不便や不都合の解消をまずは目指すべきと。これまでも、この旧姓使用の分は拡大されてきたんですね。

その中で、ここが書いてあるということは、選択的夫婦別姓の法整備について反対なのか、ここは立ち止まるべきという考えなのか、そこをお尋ねさせてください。

○議長（吉川里己君）

18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

一番最初の質問は、家庭内での事例。よく言われているのが、いろんな事件が起こるたびに、一つは核家族が増えたというのが言われております。言われておりますというのは、これは例えばネットで検索したり、いろんな部分で検索すれば数多く出てきております。

そういう家族の結びつきが弱くなって、家庭内のそういう事件が起きるというのは、私はそれがまかり通っているような感じだと思っております。それが逆に、これは全く関係ないよと。関係なく、そういう事件は起こっているよというのも、また証明するのは難しいと思います。

ですから、私自身はそういうのが増えていく中で、家族の結びつきが弱くなる中で、例えば家族で、そういうことしちゃ駄目だよと、親が子供にきちんと伝える、じいちゃんがきちんと伝える。そういうのできちんとした家族の中でのしつけ、教育、そういう部分で家族の結びつきがあつてのそういう教育だと思っておりますので、そういうふうな指摘をさせていただきました。

2つ目は、すみません、2つ目か3つ目が分かりませんが、冒頭に、活発な議論が行われておりますというのは、これはただ事実を述べただけで、この中に関して、さっき言いましたように、軽々に、早急に、この民法を改正して解決すべきではないということをおっしゃっております。

ですから、これは完全に反対というわけじゃなくて、手順を踏んで、議論を深めてから、そして、これも冒頭に言いましたように、世論が熟成されてから、そして、国民合意に近い部分で、例えば先般の衆議院選挙の中でこれが争点になったか。先般の衆議院選挙の中で、

選択的夫婦別姓じゃなくて、これはどこかのマスコミか何かのまとめで、94%は裏金で、残り何%が、この選択的夫婦別姓が入っていなかったですよ、まとめのところで。だから、そういう意味で話させていただきました。

最後のこれも繰り返しになりますけども、完全に反対というわけではありません。

でも、これが実施されれば、いろんなそごがまだ出てくるところがあるやと思っておりますので、そういうふうな通称使用の拡大の部分で、今どんどん改正されております。

これはいろんな党が案を出してきておりますので、その案をやっていくと、その通称使用の拡大の部分も広がれば、ある程度カバーできるのじゃないか。それでも、これはここでさっき言いましたけども、カバーできないならそういうところも熟成して、これを持っていくというような形になりますので、その手前の段階だと思っております。

戸籍制度を混乱させる要因というのは、戸籍制度というのは、本当に世界に関するあれで、例えば一つの要因だとすると、相続が一発で分かりますよね。一つは、自分のルーツも分かる。

相続で一番困るのは、Aさんというのがぼとんと出てきて、私も相続人だよと。相続の権利があるよと言われても、戸籍制度がきちんとあればそれで分かりますけども、だんだん混乱していく中で、例えば自分たちの子供、氏、姓が違う。さらにその子供の姓が違う。さらにその子供の姓は違う。どんどん広がりつつあり、その戸籍制度自体が、さっき言いましたように混乱する部分が出てくると思います。そういう意味で今までの氏姓の部分をやってきた。これはもう逆に言えば、多分、世界にはこれだけ優れたシステムというのはないと思います。これはやっぱり今までどおり堅持したほうがいい。

もしくは、通称使用の拡大の中ではいろんな部分が出てくると思いますので、それをまず試してはどうかという意味で言わせていただきました。

○議長（吉川里己君）

間もなく正午になりますが、会議を続けます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番 江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

意見書第2号 選択的夫婦別姓制定に関して慎重な議論を求める意見書（案）が提出をされました。

今日、この意見書（案）が机の上に乗っておりました。改めて、この意見書（案）に反対の討論を申し上げたいと思います。

先ほど趣旨提案を牟田議員から行われましたが、提案理由を聞いていまして、慎重な議論ではなく、私は結局、この選択的夫婦別姓には反対ではないかなという受け止めをしたものであります。

この意見書（案）にありますように、慎重な議論ではなく、直ちに国会で選択的夫婦別姓を認める民法改正こそを、多くの国民は求めているのではないのでしょうか。

それは、あくまでも選択的であり、強制ではないことを受け止めるべきではないでしょうか。

私はこの選択的夫婦別姓制定に、国会で民法改正が進むことを積極的に求めるものであり、この意見書（案）には反対の討論といたします。

以上です。

○議長（吉川里己君）

17 番山口昌宏議員

○17 番（山口昌宏君）〔登壇〕

ただいま反対理由を申されましたけれども、賛成が 16%、あと残りの 84%が反対ということですね。

そうなんですよ。

16%が賛成やろ。そういうことですよ。

ということで、選択制の夫婦別姓が例えばAさんとBさんに別れた場合には、3世代後になったら、誰と誰がどうなのかというのが分からなくなるというようなことも含めてですね、私は、選択制の夫婦別姓はいかななものかと思っております。

牟田議員に対しての賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

選択的夫婦別姓制定に関して慎重な議論を求める意見書（案）について、反対の討論をさせていただきます。

説明の中で、最後のほうですね。今の制度を堅持したほうがいい。旧姓の通称使用を拡大することで補えるような発言をされましたよね、質問に対してですね。

現制度を堅持するということは、この選択的夫婦別姓の法整備に向けて止まることなんですよね。

そして、早急に、急ぐ必要はないということなんですけど、1996年の法務大臣の諮問に対して、法制審議会が答申をして、もう29年たつわけなんですよ。

この自由にかというか氏を選べないこの状況の中で、困っている方がいらっしゃいます。そういう方を救っていくために、今、この選択的夫婦別姓の法整備に関して国会で活発な議論が行われているところなんです。この29年たった、この法整備については裁判所も言っています。国が、政治が責任を持って解決すべき問題であると。

だからこそ慎重ではなく、前に進めるためには活発な議論をしていただくことを求め、慎重ではない議論をしていただく。今の制度の堅持ではない、新たな法整備が必要と願っています、反対の討論とさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

意見書第2号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

意見書の表題にありますとおり、表題は選択的夫婦別姓制定に関して慎重な議論を求める意見書であります。

先ほど来、るる、それぞれの御意見があるかとは思いますが、私の肌感覚からいけば、ここにいらっしゃるので、どちらかといえば、もうこれは選択的夫婦別姓制度をやめたほうがいいんじゃないかというような感覚を受ける方がたくさんいらっしゃる中で、これを進めないといけない、生活に直結するような方も一方ではいらっしゃるわけで、今回これはあくまでもその慎重な議論を進めると要望する意見書でございますので、皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号は、明記されております各関係機関へ送付をさせていただきます。

日程第39 閉会中継続調査申出について

日程第39. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長並びに議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、当該申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和7年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 12時8分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

〃 副 議 長 松 尾 初 秋

〃 議 員 中 山 稔

〃 議 員 古 川 盛 義

〃 議 員 牟 田 勝 浩

会 議 録 調 製 者 江 上 新 治

